

【Reference Review 57-1号の研究動向・全分野から】

## T P P（環太平洋連携協定）をめぐる議論

商学部教授 広瀬 憲三

T P Pは2006年に、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国の間で発効された経済連携協定（通称P 4協定）に起因している。このP 4協定は、サービス貿易、政府調達、知的財産、人の移動を含む包括的な協定であり、物品貿易については農作物も含め、原則として全品目について即時または段階的関税撤廃を盛り込んだものであった。この段階では、世界に占める貿易額も小さく、それほど注目されなかったが、2010年3月にアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムを加えた8カ国に発展させて、広域の経済連携協定を目指す交渉が始まったことにより注目を浴びた（さらにマレーシアも参加している）。とりわけアメリカの参加により一気に注目されるようになった。

2010年10月、菅首相が、T P P参加交渉を検討すると表明し、それまでの東アジア共同体構想から大きく転換した。このT P P協定参加交渉検討は、国内の意見を二分した。経済界は、T P Pを日本経済活性化のための起爆剤ととらえ、E U、アメリカとのF T Aを締結した韓国や中国との国際競争で優位な立場に立つことができると考える。一方、日本の農業関係団体は、日本の農業を崩壊させるとして反対している。このように賛成と反対が交錯する中で、T P Pへの参加を日本として表明するかどうか注目されている。

「T P P急浮上の背景—W T O交渉の行き詰まりと米国戦略・日本の戦略」（萩原伸次郎、農業と経済 Vol.77. No.5、2011.5）は、T P Pの背景と経緯をW T O、アメリカの戦略等から説明している。T P Pに対する反対論として、食糧安全保障を含め日本の農業全体に与える影響、また地域農業に与える影響がいわれる。農林水産省の試算では、T P Pにより日本の農作物の生産額は4兆円余り減少し、食糧自給率は40%から14%にまで低下し、340万人の雇用機会が奪われるなど大きな影響をもたらすと試算している。

「T P Pと北海道農業」（東山寛、農業と経済 Vol.77. No.5、2011.5）、「砂糖と原料甘蔗生産が壊滅する沖縄」（来間泰男、農業と経済 Vol.77. No.5、2011.5）では、日本がT P Pに加盟することにより地域の農業が壊滅の危機に瀕する状況になることを述べている。

このように、農業関係からの強い反対意見は、T P Pの加盟問題が、今まで日本政府が結んできたF T A、E P Aが90%程度の自由化を目指したのに比べ例外なしの原則完全自由化を目指す極めて厳しい協定であり、それに対する政府の農業生産者、さらには農業全体に対する政策が明確でないために生じているのであろう。

では、どのような政策をとるべきなのであろうか。それに対する示唆を与えるのが、「産業としての農業の確立—市場と経営」（新山陽子、農業と経済 Vol.77. No.5、2011.5）である。新山論文では、T P Pに加盟しても日本の農業が対応できるような対策が必要であると述べる。具体的には、欧米でも行っているように、農業に対して①市場のパワーバランスの不均衡是正（日本の場合、畜産・酪農業など生産側の規模の経済を推し進めてきたにも関わらず、大型量販店など需要サイドの方が力が強く、

産業として成長できない状況にあるため、公正な競争を促す政策が必要)、②所得補償と過剰対策(過剰生産の対策がとられないため、たとえ所得補償を導入しても需要サイドの力の強さから公正な競争ができず、所得補償分を見越して取引価格が引き下げられるという現象が起きている)を行うことで、産業としての農業の確立ができるようにすべきであると述べている。

一方、産業界としては本当にTPPは歓迎されるものであろうか。これについては、「TPP交渉とニュージーランドの経験」(ジェーン・ケルシー、農業と経済 Vol.77. No.5、2011.5)は、TPPでの交渉事項が、伝統的な貿易関心事項よりもサービス貿易、政府調達、知的財産、人の移動など、アメリカが日本に対して改善を要求している事項が多くあり、しかもTPP協定は包括的な協定であるため、日本が加盟した場合、それらのすべてを受け入れることを求められていることに十分な注意が必要であると述べている。また、TPPに加盟しさえすれば日本は成長戦略にのり、韓国、中国に勝てるという幻想に対して、「TPP問題の本質は何か?—アメリカの51番目の州になりたいのか」(金子勝 月刊JA 57巻3号、2011.3)は、韓国がアメリカ、EUとの間でFTAを締結し、その結果日本の企業が国際的な競争に負けてしまうという焦りから、TPP推進を言っているとすれば大問題であり、日本の基礎的技術力をどう高めていくかについての議論の必要性を説く。

日本経済全体が拡大し、成長していくためには、日本の企業が技術進歩などの全要素生産性を高めるとともに付加価値創出能力を高めていくことが重要であり、そのためには、グローバルな中での競争を推し進めることが必要となる。より開かれた通商関係を持つことは重要であり、そういう意味で日本がTPPに参加することは長期的視点からは正しいであろう。しかしながら、TPPについてはまだまだ考えないといけない問題を多く含んでいる。特にTPP協定が、サービス貿易、政府調達、知的財産権、人の移動を含んだ包括的なものであり、アメリカが主導権をとりつつある現在、この協定が日本経済に与える影響について十分検討するとともに、TPPに加盟した場合の産業全体への様々な対策とそのタイムスケジュールを明確にしないといけない。

【Reference Review 57-2号の研究動向・全分野から】

## 前向きな情報開示が求められるTPP論議

経済学部教授 小林 伸生

ここ数ヶ月の間、多様なメディアを通じて毎日のようにTPP(環太平洋パートナーシップ協定)に関するニュースが取り上げられている。日本の貿易・投資政策の将来像に大きな影響を与える重要な事項だけに、日に日に議論が過熱してきているのも当然といえよう。しかし、積極的/消極的を問わず、政府がどのような最新情報を入手し、政府内でどのような議論がなされているのかに関しては、十分な開示がなされているとはいえない状況にある。

TPPをめぐる論点は貿易・投資・労働移動・制度改革など、きわめて多分野にわたる。加えて、多国間の交渉によって事後的にルールなどが決まっていく側面も多く含まれており、ほとんどの人にとっては全容をつかむこと、TPPに参加する/しないことによる国の将来像を正確に見通すことが非常に困難である。それ故に、現状では多くの議論が推測を含んだ状態でなされるか、あるいはTPP論議が始まる前の主義主張から大きく踏み出すことなく、自らに有利な断片的なデータに基づいて、

従来の主張を繰り返しているケースが多く見られる。こうした状態が、議論を建設的な方向に向かわせることを一層困難なものにしている。

例えば、農林水産省や農業者団体などは、食糧安全保障の観点から農業の貿易自由化を一貫して否定しており、そのためのファクトデータを提示して議論を補強しているかに見える。渡邊隆俊・下田充・藤川清史「農水省「食料自給率」指標の問題点」(『世界経済評論』2011年5月6日号)は、わが国が食料自給率の概念として、国際的に一般的に用いられている生産額ベース自給率ではなく、より数値が低く算出されるカロリーベースの自給率を用いて、標準的な指標として用いている等、公表統計の問題点を指摘している。また、本間正義「日本の食料自給率とTPP問題」(『経済セミナー』2011年6,7月号)では、TPP議論が始まる前から食料自給率は低下傾向を長期的に辿ってきており、それは貿易自由化の恩恵を受け、国民の食生活が豊かになってきたことの証左であることを指摘している。その上で、自給率の目標達成のために消費者の嗜好を無視した生産・消費の強制がなされることへの危惧や、自由な創意工夫による農業の追求に、結果的に自給率の向上がついてくるという主張が展開されている。

また、TPP下では、全ての側面が自由化に向けて進むことが不可避であるかのような議論が慎重論を下支えしている状況にあるが、この認識も誤りである。安田啓「争点が見え始めたTPP交渉」(『ジェットロセンサー』2011年6月号)では、知的財産権保護や原産地規則等のルール制定の分野、既存FTAとの関連性やサービス分野の自由化等の分野で参加各国の見解が対立し、現在議論が繰り返されていることを紹介している。

無論、TPPが米国主導で推進されてきていることから、交渉面においても米国にとって有利な内容を含む可能性も、多くの識者が指摘する通りである。萩原伸次郎「オバマ政権がTPPを押し進める理由がよくわかる今年の『報告』」(『エコノミスト』2011年5月23日号)では、今年度の大統領経済報告において輸出の増大による成長路線への回帰を強いメッセージとして打ち出していることを紹介し、TPPがこうした米国の輸出拡大目標達成の文脈の中でクローズアップされてきたことが指摘されている。

上記のように、グローバルな交渉の中で国内産業に部分的に軋みを生じさせる可能性や、TPP自体がその運用によっては、特定国の利益に資する形での決着をみるリスクも、完全に否定することはできない。しかし、市場競争にさらされ、適応していった産業ほど、国際競争力を獲得していった歴史的経緯を改めて想起したい。そうした観点から、TPPのタフな交渉テーブルにつき、その中から国益にかなうルール作りや自由化のあり方を模索していくべきではないかと筆者は考える。

但し、こうした判断を最終的に下すためにも、積極的な情報開示が必要なことは論を俟たない。例えば、混合診療の解禁をめぐる、11月上旬に至ってそれがTPP交渉の俎上にのる可能性が初めて示唆された。これは医師会などの反対への配慮等があったと思われるが、こうした情報の開示が遅れることにより、議論はより一層混迷の度合いを深める。政府に求められるのは、懸念材料も含めて積極的に情報を開示する中で、総合的に得失の判断を行い、国の将来のあり方をビジョンとして提示していくことであろう。

【Reference Review 57-2号の研究動向・全分野から】

## 原発問題と経営史学

商学部教授 木山 実

地震・津波・原発災害に見舞われた2011年。原発問題にからんで、いわゆる理科系の専門家が頻繁にメディアに登場する中、我が国を代表する経営史学者である一橋大学の橘川武郎教授もしばしば新聞・テレビなどに出ておられる姿を拝見した。橘川教授は、経営史のなかでも日本の財閥論、企業集団論、最近ではプロ野球史にも研究分野を広めておられるが、多くの電力会社の社史編纂にも関係されたことがあり、電力業の歴史にきわめて明るいということで、メディアに多く登場されているのであろう。そして原発問題に関連して、2011年には『原子力発電をどうするか—日本のエネルギー政策の再生に向けて』（名古屋大学出版会、以下『原発』と略記）、『東京電力—失敗の本質』（東洋経済新報社、以下『東電』と略記）などの本も上梓された。橘川教授はそこで電力業史という過去のことを述べるだけでなく、今後の日本のエネルギー政策についての提言も積極的にされている。それは橘川氏のいう「応用経営史」の一環である。「応用経営史」とは、「経営史研究を通じて産業発展や企業発展のダイナミズムを析出し、それをふまえて、当該産業や当該企業が直面する今日的問題の解決策を展望する方法」（『原発』はしがき）であり、氏がここ数年来、経営史学会などで積極的に提唱されてきたものでもある。以下では、上記の2冊の本で展開された橘川教授の議論を、かいつまんで紹介したい。

まず1883（明治16）年に始まる日本の電力業の歴史について、それは事業体制の変遷により、明治大正期から昭和戦前期までの民間主導体制の時代（1883～1938年）、戦時色の強まりにともなう電力国家管理の時代（1939～50年）、戦後の9電力体制—のち沖縄電力が増え10電力—による再びの民間主導時代（1951年～現在）という3期に大別されるという。

戦後再び訪れた民間主導時代の当初は、電力国家管理の復活を目指す通産省と民営を維持しようとする電力会社の間で緊張関係が存在したが、おおむね民間側が勝利するかたちで進んだ。このような中、電力会社の間では、1950年代後半からパフォーマンス競争が展開される。すなわち、各社一斉に料金値上げをするのではなく、値上げするところもあれば値下げするところまであったが、各社とも消費者からの批判を避けるために経営努力を懸命に積み重ねた。このような1950年代後半からの約20年間は、電力会社が低廉で安定的な電気供給を行うという使命を現実果たした時代で、まさに夢のような電力黄金時代であった。だがこの黄金時代は1970年代の石油ショックによって終焉を迎える。脱石油が叫ばれる中、有力な選択肢として原子力発電が登場するが、相次ぐ事故を受けて立地は困難なものとなる。そこで1974年に制定された“電源三法”に基づく交付金による原子力推進が始まった。官民一体化による国策でないと、原子力開発はできない時代が到来するのである。その後、高コスト化が進み、電気料金の9社一斉値上げなどに象徴される横並びの論理が見られるようになるが、橘川氏は、黄金時代にみられた電力会社の民間活力は石油ショックのトラウマのなかで失われたとし、日本の電力会社は、この黄金時代の経営行動に「もう1度立ち戻るべきだ」と主張する（『東電』p143）。

ところで、今回の原発事故を契機に、太陽光や風力などを使った再生可能エネルギーへの転換が叫ばれているが、橘川氏は、それらに本格的に依存しうようになるまでには、まだまだ時間がかかる、

とする。今後各地で原発が次々と停止されていく中、火力発電のウェートが拡大する「火力シフト」が生じざるをえないが、この「火力シフト」には2つの問題がつきまとう。すなわち、①火力発電に必要な天然ガス・石炭・石油等の燃料をいかに安く安定的に調達するか、②二酸化炭素が引き起こす地球温暖化にいかに対応するか、という問題である。①の問題については、米国が2011年3月に新しいエネルギー政策を発表したが、この米国の動きがポイントとなる。米国は中東の政情不安等の影響で価格高騰を続ける原油の輸入を縮小し、国内産天然ガス（シェールガス）の利用を今後拡大するという。米国シェールガスの大量生産→米国の天然ガス輸入減少→国際市場での天然ガス需給緩和という脈絡を通じ、日本の天然ガス調達にも好影響をもたらすことになるかと橘川氏は述べる。また②の問題についても、世界最高クラスの石炭火力発電の熱効率など日本の技術力を米国・中国・インドなど諸外国に普及させることによって、日本一国レベルでのCO<sub>2</sub>削減ではなく、地球規模での削減を目指すべきであると主張する。日本がもつ石炭火力発電の熱効率に関する技術力は、日本がかつて石炭産出国であって「石炭を使いこなす技術を昔から磨いてきた」ことによる賜物であるという指摘は、いかにも経営史学者らしい指摘といえるだろう（『原発』pp134-148）。原発事故報道を見て落胆していた私は、橘川教授のこのような議論を読んで、大いに勇気づけられたものである。日本一国レベルではなく、地球規模でのCO<sub>2</sub>削減実績を日本の削減実績として国際環境会議などの場で認めさせる外交力が、次の課題になるだろう。

橘川氏は、原発は危険であり縮小していくべきではあるが、今後しばらくの間は必要なもの、「必要悪」であるとする。原発を完全に止めてしまうと、高付加価値工場の海外移転、さらに産業空洞化による日本沈没という連鎖が発生してしまうとしている（『原発』pp106-111）。『東電』の巻末には、橘川氏と同じく著名な経営史学者である米倉誠一郎教授との対談が収録されているが、そこでも橘川氏が、原発は「いまはまだ必要」なものであると主張する一方で、米倉氏は日本が先陣を切って原発をやめるべき、原発をガラガラ続けて「往生際」を与えてはいけないと述べられていて（『東電』pp208-209）、両者間に微妙な見解の相違がみられるのも緊迫感があって読み応えがある。

原子力に関する英知を集め、原発問題が解決されることを切に願うものである。

## 【Reference Review 57-3号の研究動向・全分野から】

### 大学の産学連携をめぐる議論

国際学部教授 宮田 由紀夫

大学の使命は、これまでは教育、研究であった。知識を創造し、それを後世に伝えていくのである。教育と研究を通して長期的には社会に貢献しているのだが、最近はより直接的な社会貢献が第三の使命として求められている。

池田武俊「社会科学系分野における産学連携の可能性と課題—多様な産学連携モデルに向けた予備的考察—」と中山健「社会科学分野における大学の産学連携戦略—提携の可能性と課題—」（ともに『千葉商大論叢』第48巻、第2号、2011年3月）は、同じアンケート調査を基に、理工系と比較した社会科学系の産学連携の実態調査を行った貴重な研究である。しかし、やはり社会科学系の産学連携は理工系に比べて遅れていることが明らかになった。ビジネスに関連した相談に対応可能な教員がそ

もそも少なく、しかも有用な教員の情報が企業に伝わっておらず、その教員も大学業務に忙殺されてしまい、産学連携が実施できる体制に組み込まれていない。理工系の産学連携では製造業を対象にすることが多く、「研究費の獲得」「研究課題の解決」というのが目的となり、一方、社会科学系ではサービス産業を対象にすることが多く、「学生・ゼミナールの活性化」「大学イメージの向上」が目的になっており、金銭的利益を目指していない。アメリカの例からも産学連携で儲かるのは少数の医薬品特許なので、社会科学系の取り組みとしては適切な方向性であろう。また、大規模校は社会貢献を目指すのに対して、中小規模校は地元の企業との連携を重視し、地域貢献を目指している。

地域貢献に関しては、石川敬之・城戸英樹「大学の地域貢献活動における組織的問題とその対応」（『地域創造研究（奈良県立大学）』第1号、2011年3月）が、組織論的観点から分析している。どんな大学にも少数ながら社会貢献に関心のある教員はいるので、彼らに適切なインセンティブとサポートを与え活躍してもらい、マスコミ含めて外部からの評価を得ることが、地域貢献の意義を多くの教員に共有してもらうことになり、広範な協力が可能になる。

大学が教員・学生が作ったベンチャー企業に投資することも行われているが、収益を目指す投資と教育・研究での事務局の意思決定が混在するのは好ましくないのが、資産運用専門部署に任せるべきだという意見もある。資産運用そのものを分析した興味深い研究が小藤康夫「経済危機が私立大学の資産運用にもたらした教訓」（『専修大学商学研究所報』第42巻、第1号、2010年3月）である。小藤氏によれば、リーマン・ショック以降、一部の大学で大きな損失が報道されたが、日本の私立大学の資産運用はきわめて保守的で利回りが小さく、また、資金に余裕がある大学がハイリスク・ハイリターンの運用を行い高い利回りを上げており、財政的に苦しい大学が起死回生を狙ってハイリスク・ハイリターンの運用をしているわけではない。むしろ多くの日本の状態は健全であるとも言える。アメリカではハイリスク・ハイリターンの運用も積極的だが、これは寄付金から成る校有資産を運用しているためである。また、大学事務局とは距離をおいた組織に運用を任せている。

小藤氏は日本の大学も大学本体と距離を置いた寄付金によるハイリスク・ハイリターンの運用を検討すべきと述べている。しかし、評者としては、アメリカでは大学の目の届かないところで成功報酬に基づく報酬体系（儲かったときボーナスが増えるが、損したときはクビになっても賠償責任はない）のもとで、担当者が過度にハイリスク・ハイリターンの運用を行い損失を出したり、実際の大学の予算には資産運用利益を組み込んでいるので、やはり損失は大学経営に影響を与えないわけではないことを指摘しておきたい。

#### 【Reference Review 57-3号の研究動向・全分野から】

## 東日本大震災と経済学

経済学部教授 藤井 英次

詰るところ経済学とは攪乱（random shock）の影響を分析し、数ある対応策から望ましいものとそうでないものとの峻別を促す学問であると言っても差し支えないだろう。どれほど精緻に作り上げられた理論モデルにも攪乱項が含まれ、実証研究においては攪乱項をどう捉えるかが分析結果の生死を分ける重要事項となる。しかしながら、実際に攪乱をつぶさに観察し、その影響と真摯に向き合う機

会は意外と少ないのかも知れない。そのような意味において、2011年3月11日に起こった東日本大震災は最も容赦のない方法で攪乱が社会や経済にとって何たるかを示すと共に、極限に近い形で資源の有限性を我々の眼前に突きつけることで全ての経済学者に強烈な警告を発したと言えよう。

今回の大震災のような攪乱は、資源配分に多大な混乱をもたらす。その際に経済学が果たすべき主な役割には(1)攪乱の影響の正確なアセスメント、及び(2)攪乱への対応策における資源配分のあり方、特に市場と政府の役割についての考察・提言の二つが考えられる。必ずしも広く知られているわけではないが、自然災害や技術災害などがもたらす影響について、ミクロ・マクロ的視点から分析を企てた研究は少なからず存在する。澤田康幸・小寺寛彰「災害と経済－自然災害・技術的災害・人的災害のクロスカントリー分析から」(『世界経済評論』2011年7月8日号)は、これまでの国内外の主な研究を紹介している。目を引くのは、いずれの災害も短期的には当然ながら大きな負の経済的影響をもたらすものの、長期的には一人当たりのGDP成長に正の効果をもたらす、その効果は特に自然災害の場合に大きいという指摘である。著者らはこの点を巡って自然災害がシュンペーター的「創造的破壊」をもたらす可能性について言及しているが、被災者にとっては成長と水準のどちらが問題なのかという根源的な視点が蔑ろにされていないだろうか。

震災後短期的に何にどの程度の経済的影響が及ぶのかについて、様々な経済指標を通じて考察し、今後の循環的見通しを立てたものに嶋中雄二「震災を乗り越える日本経済」(『地銀協月報』2011年7月号)がある。金融機関や証券会社の調査部門が得意とするスタイルの量的アセスメントであるが、多少精緻さを欠いてもタイムリーに数量的見通しを立てることが出来るというのはやはりそれなりに重要だ。例えば澤田・小寺に紹介される様々な学術的研究とは性格を異にするものの、相互に補完するものとして両者の提供する情報を読み解くことが有益であろう。

災害の影響を正確に把握するというpositiveな分析と同じく、或いはそれ以上に重要なのが、厳しい試練を背負う被災地の経済を立て直すには、限られた資源の範囲でどのような経済政策を追求すべきなのかというnormativeな政策議論である。被災地の惨状を目の当たりにすれば人道的見地からの判断が優先されて当然だが、小林慶一郎「大震災後の経済政策の方向性」(『日本貿易会月報』2011年7-8月号)は震災前から国として抱えてきた様々な資源制約を十分に考慮したうえで政策の方向性を打ち出すことの重要性を強調している。常時に財政規律を疎かにすることで非常時にどれだけの費用を負うことになるのか、政府は厳しい教訓を真摯に学ぶ必要があるだろう。

最後に上記の(1)と(2)だけでは、被災地の人々の暮らしが正常化するわけではないことを強調しておきたい。優れた経済政策は実行に移されてこそはじめて意味を持つ。その点において、現場と中央を熟知する立場から増田寛也が「東北復興－ゼロからの出発」(『知的資産創造』2011年8月号)で訴える行政権限の集中と選択、そして行政分野に民間を受け入れるために行政を「開く」ことの意義はきわめて重要といえる。

【Reference Review 57-4号の研究動向・全分野から】

## 当面の電力論争をどう見るか

総合政策学部准教授 朴 勝俊

本稿執筆中の現在、日本ではほとんどの原発が停止中であり、「政治判断」による大飯原発の再稼働という問題が焦点となっている。一方で中・長期的な再生可能エネルギー導入や電気事業改革など、いささか難易度の高い懸案についても一般の人々の関心が高まっている。この時点での舵取りが重要である。私たちは、「よりよい未来づくり」の視点から、当面この問題をどう解いてゆくべきであろうか。いくつかの論考を紹介しながら、読者とともに考えてゆきたい。

今井（2011）は、震災前の日本の原発54基の設備容量は4880万kWであったが、福島第一、第二、および浜岡を合わせた1260万kWは再稼働の可能性が低いか、廃炉と断じる。そして2030年に向けて「事実上の脱原発」が進んでゆくと見る（筆者（朴）は次の原発震災の危険性を案じているが、原発の限界費用が火力等と比べて低いのは事実であり、強い政治的影響力を持った電力会社の利益に直結することから、簡単に原発が自然消滅してゆくとは思えない）。その上で、コージェネが可能で効率的なガスタービンと再生可能エネルギーを中心とする分散型システムへの転換を求めている。ただ、集中型との対比は行っているが、「発送電分離」など電力事業の改革のあり方については言及が無い。

発送電分離については、長山（2011）が参考になる。まず世界の自由化モデルを分類・概観しているが、ともすると欧米先進諸国に関心が偏りがちなこの点について、チリやアジア発展途上国などに関する記述が充実している。次に、「費用の劣加性」など垂直統合のメリットに関する理論的根拠をレビューしている。これを見れば電力事業再編に懐疑的なのかと思われたが、日本に対しては、「エネルギー政策と電力再編論の両者は一体不可分」、「再生可能エネルギーを導入しやすくなる」などとして、発送電分離を中心とする事業再編を提案している。ただし、小売全面自由化に対しては「供給力が不足する中、需要の不確定要因を作る」として慎重な立場をとる。

それに対し橘川（2011）は、彼流の「歴史による検証」を示した上で、発送電分離については「高い系統運用能力という日本電力業の持つ宝に傷をつける恐れがある」ため慎重な姿勢をとっている、と述べる（この点は、自由化された諸外国での系統運営の善し悪しについて論拠が十分に示されていないので、肯首してよいのか迷う）。しかしながら、橘川も競争や分散型電源の促進の必要性を認めている。そして競争は、発送配電一貫会社の存在を前提とする小口・家庭用の完全自由化と、そのための技術的制約を取り除くことで進め、分散型電源は「的確に設計された」再生可能エネルギーの買取り制度が大きな役割を果たすとしている。

昨年8月に日本でも再生可能エネルギー買取り制度（FIT）の根拠法が成立した。これが「的確に設計された」ものになるか否かは、第三者機関（調達価格等算定委員会）での議論にゆだねられる。

米国の再生可能エネルギー普及政策の成果について述べた西川（2011）の後半部分はFITに関する優れた解説であり、多くの人々がこうした知見を踏まえて制度の詳細設計の行方を監視していくことが望まれる。

今井伸（2011）「流れは天然ガス、コージェネ活用の分散型電力供給システムへ」『都市問題』2011.10、pp.17-23。

橘川武郎 (2011) 「発送電分離をめぐる議論の検証」『都市問題』2011.10、pp.30-33。

長山浩章 (2011) 「日本電力産業の明日」『世界経済評論』2011.9/10、pp.30-36。

西川珠子 (2011) 「米国の再生可能エネルギー発電推進策」『みずほ総研論集』2011年III号

【Reference Review 57-4号の研究動向・全分野から】

## 日本のFTA、TPPを巡る議論とAPEC

商学部教授 広瀬 憲三

日本は、戦後から、GATT、WTOによる関税の撤廃、自由貿易化に向けた交渉を中心として対世界に対して行動していた。このスタンスが変わったのは、小泉政権の頃からであり、シンガポールをはじめアジア諸国とのFTA（自由貿易協定）、もしくはEPA（経済連携協定）を結び、2国間での交渉を行い始めた。この背景には、EUが1992年に経済統合を達成し、アメリカもカナダとの自由貿易協定、メキシコを加えてNAFTA（北米自由貿易協定）を締結するなど、世界的にFTAが推進されてきており、このような世界的な流れに後れを取った日本として、アジアを中心として自由貿易協定を押し進めてきたという経緯がある。

現在、TPPに参加するか否かについての議論が盛んであるが、日本は、2002年に11月のシンガポールとのFTA発効以来アジアを中心にFTAを発効しており、2011年8月で、11カ国との間でFTAを発効している。また、ASEAN10カ国と日中韓による東アジアFTA（EAFTA）、ASEAN10カ国、日中韓とインド、オーストラリア、ニュージーランドの16カ国間での東アジア包括的経済連携協定（CEPEA）、APEC加盟国によるFTA（FTAAP）など様々な自由貿易協定についての検討が行われている。これらさまざまな協定がどのような経緯で進められているか、またどのような関係にあるのか、日本の対外戦略を考える上でこれらの協定について理解を深めることは重要である。

第2次世界大戦後、GATTは戦前の保護主義的な政策が戦争をもたらす一因であるという認識から、関税の引き下げを目指し大きな成果を上げた。GATTを引き継いだWTOは、参加国の増加、関税以外の様々な貿易、投資障害、知的所有権など扱う内容が複雑化するなどの結果、交渉がなかなか妥結しない状況となった。そのような状況下で、EUの経済統合が進み、それをきっかけに、2国間でのFTAが世界的に活発になっていった。

岩田論文（「WTOとFTA・TPPの長期的課題について—多数国間協定と複数国協定は両立するのか？—」『貿易と関税』2011.9）は、第2次世界大戦後の貿易自由化を巡る流れについて整理し、EAFTA、CEPEA、TPPなどの背景と今後について検討している。

浦田論文（「日本のFTA戦略—実態と評価—」『海外事情』2011.9）は日本の現在のFTAの状況をまとめ、その特徴、日本のFTA締結の動機、その成果と評価をおこなっている。浦田論文では、日本のFTAの特徴は①ASEANへの拡大、②中南米においてFTAの中心となっているメキシコ、チリとFTAを結んでいる、③インドネシア、GCCなど資源保有国とのFTAを結んでいる、とし、その動機として、①市場アクセス、②日本の構造改革、③東アジアの経済成長と政治的安定、④資源確保、をあげている。日本のFTAの評価については、FTAカバー率（対世界貿易に占めるFTA諸国との貿易比率）が18%程度と、EU（74.8%）、カナダ（68.2%）などと比べ低く、品目ベースではかった自由化

の水準も85%程度と先進諸国のFTAの95～100%と比べると極めて低く、これらを改善するためには、日本にとって貿易取引が多い国とのFTAを推し進めるとともに、例外品目を減らすため農業などの開放が必要になるとしている。

TPPは24の作業部会で自由化に向けた交渉が行われる。石川論文（『TPP交渉の展望と論点』『海外事情』2011.9）は、現在入手できる情報をもとに、これら24の作業部会の状況をアメリカが参加する以前の4カ国による協定（シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリで4P協定と呼ばれる）、米韓FTAと比較し、その内容を詳しく説明している。

山澤論文（『APECからアジア太平洋FTAへの道』『海外事情』2011.9）は日本がTPPに参加し、TPPからさらにAPECを中心とした自由化を実現するためにイニシアティブをとることを期待している。山澤論文では、①APECは個々の参加者が自国の自由化・円滑化プログラムを自発的に発表し、自国のやり方で実施するというIAP方式であり、そのため報告書を見ても、何を自由化するかはわかるが、何が自由化されずに残っているかが分からない、②APECが目指す自由化は自発的なものであり、拘束力を持たない、ということもあり、APEC全体としての貿易自由化はなかなか進まない状況にあると考える。

TPPの起源は、APEC加盟国の一部（オーストラリア、チリ、ニュージーランド、シンガポール、アメリカ）がAPEC会議の折に自由化のための話し合いをしたことであり、一方、アジア通貨危機以後、ASEANを中心として、自由貿易協定を推し進めようという動きもあり、中国の主張するASEAN+3や日本が主張するASEAN+6などがある。山澤氏は、中国などは高度な自由化を望んでいないので、現在アメリカを中心に動いているTPPではアジアを分断する形となるし、ASEAN+3、ASEAN+6ではアメリカを排除する形となり、必ずしも望ましいものではないと考える。APECは20年を超える歴史があり、日本がイニシアティブをとって設立したものであり、日本がTPPに参加し、同時に、APECにおいて「残存障壁撤廃努力を強化」し、「非関税障壁や国内規制や次世代貿易投資規制措置にもメスを入れ」、FTAAPを推進し、TPPからFTAAPへの道筋に日本が積極的に参加してほしいと考えている。アジアの中で、今後日本がどのようにイニシアティブをとっていくかは重要である。今後の日本政府の行動を注目したい。

#### 【Reference Review 57-5号の研究動向・全分野から】

### 「六重苦」下での産業構造転換

経済学部教授 小林 伸生

日本の産業界が元気を失って久しい。90年代初頭のバブル崩壊以後、多少の好不況を繰り返しながらも、抜本的に成長力を回復する局面には至っていない。2000年代初頭からしばらくの間、中国の高速成長の恩恵を受ける形で、低いながらも持続的成長を遂げたものの、リーマン・ショックおよび東日本大震災以後、直近ではいわゆる「六重苦」（円高、高い法人税率、自由貿易協定等への対応の遅れ、労働規制、環境規制、電力不足）の影響により、一段と厳しい状況に直面している。とりわけ、DRAM（半導体記憶装置の一種）の国内最大手であったエルピーダメモリの会社更生法適用や、パナソニックやソニーの過去最大規模の赤字決算等に象徴されるように、かつて日本経済を牽引した電気機械関連

産業の不振が著しい。『東洋経済統計月報』2012年1月号「円高とリスクに弱い電機産業：海外移転の「副作用」が川上へ」では、電機機械産業が日本の産業の中でも特に事業リスクの増大の影響を受けやすく、円高や震災などの逆風が吹くたびに、海外生産化が進展し、国内の生産ライン構築能力の空洞化や半導体や素原材料といった川上分野の需要の海外移転といった副作用をもたらしていることを指摘している。

過去、戦後復興期から高度成長期、そして1980年代までの安定成長期にかけて、日本産業は経済発展段階に対応して産業構造をスムーズに転換しながら、持続的成長を実現してきた。しかし、1990年代以後、日本を取り巻く国内外の環境が変化してきているにもかかわらず、わが国の産業構造は大きく変化することなく、低成長を余儀なくされている。山崎朗「産業構造転換と日本の産業政策」(中央大学『経済学論纂』第52巻第1号)では、日本が競争力を有してきた電気・電子部品、自動車などは、一部の領域を除き中進国が担うべき産業となっており、日本経済の抱える問題点は、こうした「中進国型産業構造」が温存されている点にある、と指摘している。その上で、近年の日本の社会環境や産業活動のアキレス腱となっている点を克服し、強みとしていくための方針として、①医療機器・医薬品の輸入代替戦略、および②資源・エネルギーの輸入代替戦略の必要性を示している。また、丹下英明氏は「自動車産業の構造変化と部品メーカーの対応－新興国低価格車市場の出現によるサプライチェーン変化に中小ものづくり企業はどう対応すべきか－」(『日本政策金融公庫論集』第13号)の中で、近年の国内外の市場の変化や、震災を契機とするサプライチェーンの変化の加速が、自動車産業にも多大な構造変化を与えつつあることを指摘している。Tier 1(完成車メーカーと直接取引関係にある、自動車の基幹部品を生産・供給する大手部品メーカー)は、すでに生産のみならず開発設計や調達を含めたサプライチェーンをグローバル化させてきており、Tier 2以下の中小部品メーカーもまた、活動拠点のグローバル化を含め、事業体制の再構築の判断を求められていると指摘している。

とりわけ、直近の問題として産業活動に多大な(主として負の)影響を与える要因として指摘・懸念されているのは、福島第一原発事故を契機とする全国の原子力発電所の稼働停止と、それに伴う深刻な電力不足の問題である。これらの問題への対応策として、渡部喜智氏は、「再生エネルギー活用の現状と課題－地域分散型・地域自立的なエネルギー供給体制に向けて－」(『農林金融』2011.11)の中で、環境負荷が小さく安全性の高い再生可能エネルギーの活用を、分散・自立的な形で指向し、活性化につなげていく、新たな地域システムの導入の必要性を指摘し、潜在可能性の大きい水力、太陽光、風力の3形式の発電方法を、具体的な自治体の導入取り組み事例を紹介しながら検討している。

日本産業を取り巻く環境は非常に厳しく、しかも、そうした状況は(政策的に対応可能な部分に着手したとしても)短期的な解決が見込まれるものではない。しかし、エネルギーの制約や環境問題、さらには高齢化への対応等は、日本にとどまらず、世界各国が近い将来直面する課題でもある。こうした諸課題にいち早く対応した産業構造を構築することは、わが国の抱える問題の解決に資するとともに、次世代の世界的な要請にも対応しうるものである。その意味において、本腰をすえた諸問題への対応は、日本産業の競争力を再浮上させる契機となることが期待される。

この夏も電力不足が深刻化することが懸念され、それに伴って企業経営者は事業拠点の選択など、重大な経営判断を迫られている。わが国の産業の空洞化の進展に手を拱いたまま放置するか、エネルギー政策や次世代の課題に対応した産業構造の転換に果敢に挑戦するか、少なくとも政策的な環境整備の面において、残された時間は多くはない。わが国が直面している「国難」を、せめてこれまで20年余り進んでこなかった産業構造転換の契機としたい。

## 【Reference Review 57-5号の研究動向・全分野から】

## 戦前期日本の企業統治研究

商学部教授 木山 実

オリンパスや大王製紙などの大企業による不祥事がメディアを騒がせたが、この種の企業不祥事が発覚するたびに企業統治の問題が俎上に上がる。経営史研究でも、過去の企業統治のありかたを明らかにする作業は1つのテーマであり、2011年においても戦前期日本の企業統治に関連する論稿がいくつか発表されている。以下で少し紹介しておきたい。

結城武延「企業統治における株主総会の役割—大阪紡績会社の事例—」（『経営史学』第46巻第3号）は、日本の近代的綿紡績業の嚆矢ともいべき大阪紡績会社（現、東洋紡）を事例として、そこで株主たちが経営者にモラルハザードを起こさせないよう株主総会を通じてどのように経営者を監視していたのかという問題意識で、株主総会の機能を解明しようとするものである。同稿は大阪紡績の明治中期以降の株主総会議事録をもとに分析を行い、会社の業績が悪化すればするほど総会の時間が長くなり、業績が好転すれば会議時間が短くなったこと、同社で19世紀末に雇用経営者の山辺丈夫が社長に就任して所有と経営が分離した後においても株主は企業経営の監視を怠っていなかったこと、また経営が好転した時期には株主が発言する率は低下し、悪化した場合は発言率が増加したことなどをデータ化して示している。この結城論文は、株主が経営者にモラルハザードを生じさせず、「正しい」行動をとらせるべく株主総会で情報を引き出ししていたのであり、また株主が経営者の「正しい行動」が何たるかを見極めるために発言をして監視を行っていたのは、当期利益が下落傾向にあった場合や設備投資や合併等、将来の企業運営に関わる意思決定がなされる場合であったとしながら、第二次大戦前の会社法体系下における19世紀的な資本主義的制度において、企業の所有者である株主に絶対的な権限が与えられていた時期の株主総会の雰囲気や今に伝えている。

公文蔵人「綾部製糸株式会社の経営破綻—統治構造に着目して—」（『横浜経営研究』第31巻第3・4号）は、戦前期最大級の製糸企業であった郡是製糸の陰に隠れてやや知名度に欠ける綾部製糸（1913年綾部にて設立）が、郡是と同じく優等系製糸企業であったにもかかわらず1927年に経営破綻したことについて、経営内部の原因を探るという視点で破綻要因を明らかにしようとするものである。同社は設立当初の産繭処理機関的な性格から一般的な営業製糸へと性格を変化させながら、第一次大戦期から1920年代にかけての平均出荷量の伸びが7.2倍という驚異的な成長を示した。同稿の前半ではもっぱら郡是と比較するかたちでの財務分析がなされており、綾部が他社と同様に積極的な投資行動をとって生産設備の増加をはかったことや1920年度を境に他人資本への依存という財務構造の変化があったこと、また綾部は郡是に比して収益性が低く、また配当性向が郡是よりも高く社外への利益流出が多かったことなどから綾部が低蓄積にならざるをえなかったこと等が示されている。では、このような低蓄積にもかかわらず綾部はなぜ設備投資を継続したのか。論文の後半では、綾部の株式所有構造の分析を通じ、同社の統治構造からメスが入られる。そこでは1919年頃から主要株主として登場する横浜の生糸売込問屋木村商店社長木村庫之助に注目する。木村は1923年には綾部の重役に就任するが、それは綾部が生糸売込問屋からの自立ではなく、むしろ依存（すなわち問屋金融への依存）という道を選択したことを示す。依存という道を選んだ結果、木村ら売込問屋の側は生糸取扱量の増大をはかるべく製糸家に対して設備投資を継続するよう促し、逆に製糸家は売込問屋から有利な取引

関係を受けるために一層の成長性を示す必要から設備投資を続けた。1920年代の糸価低落のなかで、大株主であった売込問屋が製糸経営に参画する中で、売込問屋が生糸売込数量の増大によって自己の利益のカバーを図ろうとする、その利害によって綾部の過剰な設備投資が引き起こされ、綾部は破綻に至ったとする。逆に郡是のように問屋金融からの脱却をはかることができた製糸家は、市場環境に見合った財務的健全性を保てる妥当な投資水準を維持することができた事例であるとして、その経営の健全性が浮き彫りにされている。

北浦貴士「両大戦間期日本における会計プロフェッション監査と債権者による規律」(『社会経済史学』第77巻第2号)は、1910年代以降の日本での会計士(計理士)監査制度揺籃期の事情を描いたものである。現代でも企業不祥事が起こるたびに、しばしば公認会計士は不正をチェックできなかったのかという声が聞かれる。日本での会計士制度は、法的には1927年の計理士法によってようやく成立したが、北浦論文によると、この法令以前にすでに東京海上火災が1916年に会計事務所を設けて独自に会計プロフェッション監査を導入する例がみられたという。それは同社専務の各務鎌吉・平生鈺三郎らがいずれも英国勤務歴をもち、英国勅許会計士制度の有用性を認識していたことに起因しており、東京海上は債権者という優位な立場を利用できたがゆえに電力会社のような貸付先に対し会計プロフェッション監査を融資の条件とし、その結果、会計監査制度は徐々に受け入れられていったのだという。ますます多額の資金を必要とした電力会社は、電力外債を発行する際にも日本に進出し始めていた英米系会計プロフェッションの監査を受けることになり、その監査報告が外国の社債引受会社に伝えられ、その結果、電力会社は在外の社債引受会社の経営介入を招くことになる。さらに1930年代になると、会計プロフェッション監査は東京海上以外の三井銀行その他の国内金融機関によっても利用されるようになっていく。計理士法制定以前から、各務や平生といった著名な企業家によって、すでに会計監査が導入されていたのは興味深い事例である。